

# 金沢大学アメリカンフットボール部後援会会則

## 第一章 総則

第1条 本会は金沢大学アメリカンフットボール部後援会と称する。

第2条 本会は本部を金沢大学内に置き、支部を必要に応じておくことができる。

第3条 本会は金沢大学アメリカンフットボール部の活動を支援し、会員相互の親睦を図り、金沢大学の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 金沢大学アメリカンフットボール部への援助及び協力
- (2) チーム激励会、その他各種会合の開催
- (3) 会員名簿の発行
- (4) その他、本会の目的達成上必要な事業

## 第二章 会員

第5条 本会は次に区分する会員をもって構成する。

- (1) 父兄会員：

現役学生の父母兄弟姉妹関係の者

- (2) 一般S会員：

本会の主旨に賛同し、入会を希望する者で規定の年会費を継続的に支払い、広告協賛等の可能な者または企業

- (3) 一般G会員：

本会の主旨に賛同し、入会を希望する者で規定の年会費を継続的に支払う者

(4) 一般V会員：

本会の主旨に賛同し、入会を希望する者で寄付行為を行った者で単年度で参加する者

(5) チア会員：

金沢大学チアリーダー一部関連の活動に参加した経歴があり、本会の主旨に賛同し、入会を希望する者で規定の年会費を継続的に支払う者

(6) 名誉会員：

金沢大学アメリカンフットボール部の活動に功労があり、本会の主旨に賛同し、総会において推薦され入会を承諾した者

### 第三章 役員

第6条 本会は次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 1名  |
| (3) 幹事   | 若干名 |
| (4) 会計   | 1名  |
| (5) 会計監査 | 1名  |
| (6) 顧問   | 若干名 |

但し、本会が十分に機能するまでは臨時処置として併任を認める。

## 第7条 選出方法

- (1) 会長は、会員より幹事が推薦し、総会において承認される。
- (2) 副会長および幹事は、会員の中から会長がこれを委嘱する。
- (3) 幹事は、区分された各会員中より選出する。

尚、協力幹事としてOB/OG会から数名の参加を会長が委嘱する事がある。

- (4) 会計は、幹事会において会員中より選出する。
- (5) 会計監査は、幹事会内での互選により選出する。
- (6) 顧問は、総会の議を経て会長がこれを委嘱する。

## 第8条 名誉職

本会に対して特に功績のあった者に、次の如き名誉職を定めることができる。

- (1) 名誉会長 幹事会および幹事会の推薦を受け、総会において承認される。
- (2) 名誉幹事 幹事会および幹事会が適当と認めた者。

## 第9条 任期

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。任期満了後であっても後任者の選出があるまでは、その職務を行わなければならない。

## 第10条 任務

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会務を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代行する。
- (3) 幹事は会務を掌握し、本会の重要事項を審議する。
- (4) 会計は、本会の会計を執行する。
- (5) 会計監査は本会の会計を監査する。

## 第四章 会議

第11条 本会に総会、幹事会を置く。

### 第12条 総会

(1) 総会は最少5名以上の出席者により成立し、本会の最高決定機関として存在し、原則として年一回定例総会を開催する。但し会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

(2) 次に掲げる事項は、総会の承認を得なければならない。

- a) 会則の制定および改廃
- b) その他、幹事会が必要と認めた事項

### 第13条 幹事会

(1) 幹事会は会長、副会長、幹事（協力幹事を含む）、会計をもって構成する。

(2) 次に掲げる事項は、幹事会の承認を得なければならない。

a) 本会の収支決算および事業計画

b) 本会の運営上の重要事項

(3) 幹事会は少なくとも年一回、会長が召集する。

#### 第14条 特別委員会

(1) 幹事会は本会の目的達成上必要と認めたことについて、専門に業務を行う特別委員会を設置することができる。

(2) 幹事は原則として委員として就任することはできない。

第15条 議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第五章 会計

第16条 本会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

(1) 会費

(2) 寄付金、その他の収入

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第六章 雑則

第18条 会員で氏名、住所、職場等に変更が生じた場合は、その都度本部に連絡しなければならない。

第19条 本会の運営に関して必要な細則は、幹事会の決議によって定めることができる。

第20条 本会の運営上、幹事会において好ましくないと判断された会員は除名されることがある。

---

### 金沢大学アメリカンフットボール部後援会会則施行細則

第1条 この細則は、金沢大学アメリカンフットボール部後援会会則に基づき、本会の運営についての細則を規定するものとする。

#### 第2条 会費

(1) 年会費は以下の通りとする。

- 1、 父兄会員は会費の納入義務はない。
- 2、 一般S会員は50,000円とする。
- 3、 一般G会員は10,000円とする。
- 4、 一般V会員は寄付行為が行われた時これを寄付会費とする。

金額は設定しない。

- 5、 チア会員は5,000円とする。
- 6、 名誉会員は会費の納入義務はない。

(2) 納入方法は指定された口座に振り込むことによって行う。